

### ③市・県民税

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133  
FAX (43) 1125

#### 4月からの市・県民税の特別徴収

- 現在、市・県民税を年金から特別徴収で納めていただいている人(【図②】を参照)  
前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

※市外に転出されたときや特別徴収の税額が変更になったとき、特別徴収される市・県民税が老齢基礎年金などの額を超えるときは、公的年金等からの特別徴収が停止となる場合があります。その場合は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

#### 【図②】③市・県民税の特別徴収の流れ

前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

なお、10・12・翌年2月の残り3回分については、6ページ【図①】①・②の場合と同様です。

##### ▼令和2年度の年額が69,000円の場合

| 前年度年額 66,000円                                                    |        |       | 年額 69,000円【6月に決定】                                               |         |         |
|------------------------------------------------------------------|--------|-------|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 特別徴収(本徴収)                                                        |        |       | 特別徴収(仮徴収)                                                       |         |         |
| 前年度10月                                                           | 前年度12月 | 前年度2月 | 4月                                                              | 6月      | 8月      |
| 〇〇円                                                              | 〇〇円    | 〇〇円   | 11,000円                                                         | 11,000円 | 11,000円 |
| 前年度の年額の1/2相当額の1/3の額を4・6・8月に納付<br>前年度年額 66,000円 ÷ 2 ÷ 3 = 11,000円 |        |       | 年額 69,000円から<br>4・6・8月で納めた 33,000円を差し引いた<br>残額 36,000円を3回に分けて納付 |         |         |
|                                                                  |        |       | 10月                                                             | 12月     | 翌年2月    |
|                                                                  |        |       | 12,000円                                                         | 12,000円 | 12,000円 |

## 幸手市高齢者・障害者地域見守り支援 ネットワークの活動をご存知ですか

高齢であっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域住民、民間事業者、その他関係機関および行政が連携して、「幸手市高齢者・障がい者地域見守り支援ネットワーク」を構築しています。

地域全体で支援が必要な人を見守る体制をつくり、より良い支援を行うことを目的としています。



#### ■全体会を開催

年1回関係機関のみなさんにお集まりいただき、全体会を開催しています。今年度は2月5日(水)ウェルス幸手で開催し、72人が参加しました。ネットワークの実績を報告するとともに、「地域防災について」と「エンディングノートについて」の2つのテーマで講話を実施しました。

#### ■気になる高齢者・障がい者の情報連絡先

##### 【障がい者】

幸手市障害者虐待防止センター(幸手市社会福祉課内) ☎ (42) 8435・FAX (43) 5600

##### 【高齢者】

幸手東地域包括支援センター(ウェルス幸手内) ☎ (53) 6151・FAX (53) 6160  
(権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人)

幸手西地域包括支援センター(旧香日向小学校内) ☎ (40) 3443・FAX (44) 0870  
(幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人)

幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク事務局(幸手市介護福祉課内) ☎ (42) 8438・FAX (43) 5600

## 公的年金からの年金天引き(特別徴収)制度

- ①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、②介護保険料、③市・県民税について、年金天引き(特別徴収)で納めていただいている人は、引き続き特別徴収させていただきます。

### ①国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 144、147  
FAX (43) 1125

#### 4月からの保険税(料)の特別徴収

- 現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人(【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

- 平成31年4月2日から令和元年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- ・同じ世帯の国民健康保険の被保険者がすべて65歳～74歳になった人
  - ・後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)
- 保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「令和2年度仮徴収額決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

※国民健康保険の被保険者で、令和2年度に75歳になる人は、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。  
※なお、特別徴収の対象の人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。中止届の詳細については、お問い合わせください。

### ②介護保険料

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444  
FAX (43) 5600

#### 4月からの保険料の特別徴収

- 現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人(【図①】を参照)

2月の年金から徴収した保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合には、6・8月の保険料額を減額または増額調整することで年度内の保険料額をより均等にします。該当者には「特別徴収仮徴収額変更通知書」を5月下旬に郵送します。

- 平成31年4月2日から令和元年10月1日までの間に、つぎに該当した人

- ・65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
  - ・65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
  - ・65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人
- 保険料を4月から特別徴収させていただきます(該当した人には「令和2年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください)。

※特別徴収への変更手続きの必要はありません。なお、年金からの特別徴収を本人の希望で中止することはできません。

#### 【図①】①国民健康保険税・後期高齢者保険料、②介護保険料の特別徴収の流れ

これまでも年金から特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金からの特別徴収額と同額を、4・6・8月の年金から徴収(仮徴収)します。

また、令和2年度の年額が確定後、すでに4・6・8月に仮徴収で納付した額を年額から差し引き、その残額を残りの10・12・翌年2月の3回の年金から徴収します。

##### ▼令和2年度の年額が66,000円の場合

| 前年度2月    |         |         | 年額 66,000円【7月に決定】                                               |         |         |
|----------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|
|          |         |         | 特別徴収(仮徴収)                                                       |         |         |
| 前年度2月    | 4月      | 6月      | 8月                                                              | 10月     | 12月     |
| 10,000円  | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円                                                         | 12,000円 | 12,000円 |
| 2月と同額を納付 |         |         | 年額 66,000円から<br>4・6・8月で納めた 30,000円を差し引いた<br>残額 36,000円を3回に分けて納付 |         |         |
|          |         |         | 翌年2月                                                            |         |         |
|          |         |         | 12,000円                                                         |         |         |